



発行 新潟県

第70号

平成29年9月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1018 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1019 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1020 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1021 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1022 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1023 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1024 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1025 優良図書の推奨(児童家庭課)
- 1026 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 1027 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 1028 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 1029 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1030 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1031 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 1032 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 1033 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1034 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1035 土地改良区連合役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1036 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1037 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1038 新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1039 新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1040 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1041 公共測量の終了通知(監理課)
- 1042 公共測量の実施通知(監理課)
- 1043 公共測量の実施通知(監理課)
- 1044 都市計画事業の施行(都市整備課)

## 公 告

- 一般競争入札の実施(情報政策課)
- 特定調達契約の落札者等(情報政策課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

## 選挙管理委員会告示

- 44 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1018号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	寺泊デイサービスセンター	新潟県長岡市寺泊磯町7432番地14	株式会社クリエィティブサービス	平成29年9月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ名立ひなさき	新潟県上越市名立区名立大町4174番地	社会福祉法人えちご府中会	平成29年9月1日

## ◎新潟県告示第1019号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援事業所ケアマネ元気印	新潟県燕市東太田字杉名田6837	株式会社クリエィティブサービス	平成29年9月1日

## ◎新潟県告示第1020号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
寺泊デイサービスセンター	新潟県長岡市寺泊磯町7432番地14	株式会社田中薬局	通所介護 介護予防通所介護	平成29年7月28日	平成29年8月31日
株式会社ハンズワタベあんしんサポート・すまいる	新潟県燕市蔵関47番地1	株式会社ハンズワタベ	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成29年8月7日	平成29年7月31日
株式会社ハンズワタベあんしんサポート・すまいる	新潟県燕市蔵関47番地1	株式会社ハンズワタベ	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成29年8月7日	平成29年7月31日

## ◎新潟県告示第1021号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
居宅介護支援事業所 ケアマネ元気印	新潟県燕市東太田字 杉名田6837	株式会社田中薬局	平成29年7月28日	平成29年8月31日

## ◎新潟県告示第1022号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243-1	精神通院医療	平成29年9月1日
元気印薬局	燕市東太田杉名田6837	精神通院医療	平成29年9月1日

## ◎新潟県告示第1023号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
クスリのアオキ興野薬局	三条市興野2丁目8番22号	精神通院医療	平成29年9月1日

## ◎新潟県告示第1024号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
やまえ薬局	糸魚川市大字田海5713	精神通院医療	平成29年7月1日

## ◎新潟県告示第1025号

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）第13条の規定により、次の図書を優良図書として推奨した。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

図書

番号	図書名	作者名	出版社名	推奨年齢の区分
----	-----	-----	------	---------

312	さるとびつき	武田 正 再話 梶山 俊夫 絵	福音館書店	小学校低学年向き
313	300年まえから伝わる とびきり おいしいデザート	エミリー・ジェンキンス 文 ソフィー・ブラッコール 絵 横山 和江 訳	あすなる書房	小学校低学年向き
314	ピーレットのやさいづくり	ウルリカ・ヴィドマーク 文 イングリッド・ニイマン 絵 高橋 麻里子 訳	岩波書店	小学校低学年向き
315	きかせたがりやの魔女	岡田 淳 著 はた こうしろう 絵	偕成社	小学校中学年向き
316	カルペパー一家のおはなし	マリオン・アピントン 文 ルイス・スロボドキン 絵 清水 眞砂子 訳	瑞雲舎	小学校中学年向き
317	干したから・・・	森枝 卓士	フレーベル館	小学校中学年向き
318	夢は牛のお医者さん	時田 美昭 作 江頭 路子 絵	小学館	小学校中学年向き
319	アンティーク・シオンの小さな きせき	茂市 久美子 作 黒井 健 絵	学研プラス	小学校高学年向き
320	シャクルトンの大漂流	ウィリアム・グリル 作 千葉 茂樹 訳	岩波書店	小学校高学年向き
321	テオの「ありがとう」ノート	クロディーヌ・ル・グイック ＝ブリエト 著 坂田 雪子 訳	PHP研究所	小学校高学年から 中学生向き
322	星野道夫 アラスカのいのちを 撮りつづけて	国松 俊英	PHP研究所	小学校高学年から 中学生向き
323	なりたて中学生 上級編	ひこ・田中	講談社	小学校高学年から 中学生向き
324	金魚たちの放課後	河合 二湖	小学館	小学校高学年から 中学生向き
325	16歳の語り部	雁部 那由多・津田 穂乃果 ・相澤 朱音・佐藤 敏郎	ポプラ社	小学校高学年から 高校生向き
326	新聞の正しい読み方 情報のプロ はこう読んでいる！	松林 薫	NTT出版	高校生向き
327	大河にコップ一杯の水 第三集	宇城 憲治	どう出版	高校生向き
328	転換期を生きるきみたちへ 中 高生に伝えておきたいたいせつ なこと	内田 樹 編	晶文社	高校生向き
329	海の見える理髪店	荻原 浩	集英社	高校生向き
330	水力発電が日本を救う	竹村 公太郎	東洋経済新報社	高校生向き
331	ラグビー日本代表を変えた「心 の鍛え方」	荒木 香織	講談社	高校生向き
推奨の理由 青少年の健全な育成を図る上で特に有益であると認められるため				

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新谷企業立地促進地域	新潟市西蒲区新谷の一部	平成29年8月21日

◎新潟県告示第1027号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
桜町企業立地促進地域	小千谷市大字桜町の一部 小千谷市大字桜町字田ノ尻の一部 小千谷市大字桜町字伊米ヶ崎の一部	平成29年8月31日

◎新潟県告示第1028号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 今井 長 司			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	関山 佳弘	新潟県三条市南新保19-18	もみ、玄米、大豆、そば	K1528029
備 考	略称『新潟県検査協会』平成29年9月12日 農産物検査員1名の削除。検査員合計679名。			

◎新潟県告示第1029号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年9月12日

新潟県村上地域振興局長

- 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市北新保字砂山683の1（次の図の示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県村上地域振興局農林振興部庶務課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1030号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年9月12日

新潟県村上地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市北新保字砂山683の1（次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県村上地域振興局農林振興部庶務課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 就任  
監事 南魚沼市畔地713番地 1 丸山 茂樹  
就任年月日 平成29年9月1日

#### ◎新潟県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の三和村土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県上越地域振興局長

- 1 退任  
理事 上越市三和区北代1060番地 秋山 秀雄  
就任年月日 平成29年7月26日

#### ◎新潟県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の和田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県上越地域振興局長

- 1 就任
 

理事	上越市大字木島624番地	小林 春男 (理事長)
	〃 妙高市国賀2丁目1番28号	饒村 勝也
	〃 〃 広島2丁目12番1号	宮川 一男
	〃 上越市大字島田1238番地	佐藤 重幸
	〃 〃 大字下新田130番地1	麦谷 勝大
	〃 妙高市柳井田町2丁目11番25号	霜鳥 勝利
	〃 上越市大字石沢883番地1	横田 博之
	〃 〃 大和2丁目6番31号	山本 好夫
	〃 〃 大和3丁目11番1号	石平 進
監事	妙高市栗原3丁目8番10号	内山 恒治
	〃 上越市大字中箱井85番地	松崎 一雄
	〃 〃 大字稻荷964番地1	白倉 靖雄
- 就任年月日 平成29年8月30日

## 2 退任

理事	妙高市広島1丁目14番1号	宮腰 辰夫 (理事長)
〃	〃 国賀2丁目1番28号	饒村 勝也
〃	上越市大字木島624番地	小林 春男
〃	〃 大字島田下新田32番地2	滝本 一雄
〃	〃 大字下箱井327番地1	植木 勇
〃	妙高市柳井田町2丁目6番16号	宮川 新一
〃	上越市大字石沢883番地1	横田 博之
〃	〃 大和2丁目8番8号	古江 栄太郎
〃	〃 大和3丁目11番1号	石平 進
監事	上越市大字岡原30番地	山田 和男
〃	〃 大字寺町1145番地1	市川 武三郎
〃	〃 大字稲荷989番地1	北住 義治
退任年月日	平成29年8月29日	

## ◎新潟県告示第1034号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、妙高市の水上土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年9月12日

新潟県上越地域振興局長

## 1 就任

理事	妙高大字北条639番地3	東條 茂 (理事長)
〃	〃 川上461番地	古川 守
〃	〃 上新保1060番地	廣田 繁吉
〃	〃 西条360番地	池田 隆
〃	〃 吉木711番地	古川 省治
〃	〃 吉木771番地	鈴木 隆一
〃	上越市板倉区小石原145番地	竹内 成一
監事	妙高市大字上新保987番地	古川 一郎
〃	〃 吉木960番地	田中 裕三
〃	〃 北条598番地	東條 憲一
就任年月日	平成29年8月15日	

## 2 退任

理事	妙高市大字北条646番地	東條 龍雄 (理事長)
〃	〃 川上1210番地	松岡 茂
〃	〃 上新保1060番地	廣田 繁吉
〃	〃 西条762番地	梅澤 輝男
〃	〃 吉木634番地1	塩野 國勝
〃	〃 吉木960番地	田中 裕三
〃	上越市板倉区小石原145番地	竹内 成一
監事	妙高市大字西条769番地	寺島 俊一
〃	〃 吉木711番地	古川 省治
〃	〃 北条598番地	東條 憲一
退任年月日	平成29年8月14日	

## ◎新潟県告示第1035号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 9月12日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 妙高市広島 1丁目14番 1号 宮腰 辰夫

監事 上越市大字島田下新田32番地 2 滝本 一雄

退任年月日 平成29年 8月29日

◎新潟県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、上越市の和田土地改良区の定款の変更を平成29年 8月 8日認可した。

平成29年 9月12日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1037号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、平成30年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成29年 9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(資格審査の申請期間等)	(資格審査の申請期間等)
<p><b>第 4 条</b> (略)</p> <p>2 定期申請は、<u>次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>に行わなければならない。</p> <p>(1) <u>県内建設業者</u> <u>平成20年及びこれを初年とする 2年目ごとの年</u>（以下「<u>定期申請年</u>」という。）<u>の前年の10月 1日から12月28日までの期間</u></p> <p>(2) <u>県外建設業者</u> <u>定期申請年の前年の11月 1日から12月28日までの期間</u></p>	<p><b>第 4 条</b> (略)</p> <p>2 定期申請は、<u>平成20年及びこれを初年とする 2年目ごとの年</u>（以下「<u>定期申請年</u>」という。）<u>の前年の10月 1日から12月28日までの間</u>に行わなければならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第 8 条</b> 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号から第 8 号まで若しくは同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者</u>（同条第 1 項第 2 号又は第 4 号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第 8 条</b> 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号から第 6 号まで若しくは同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者</u>（同条第 1 項第 2 号又は第 4 号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>



◎新潟県告示第1038号

新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年1月新潟県告示第96号）の一部を次のように改正し、平成30年度の建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(参加資格の承継)	(参加資格の承継)
<p><b>第8条</b> 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第1項第3号に規定する者でない場合、同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設コンサルタント等業務の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>別に定める様式による技術職員経歴書</u></p> <p>(6) <u>第3条第1項第1号から第5号までに掲げる書類</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p><b>第8条</b> 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設コンサルタント等業務の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）<u>及び概要調書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>技術者経歴書</u></p> <p>(6) <u>営業所一覧表</u></p> <p>(7) <u>新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書</u></p> <p>(8) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p>(9) <u>別に定める様式による第2条第1項第2号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

◎新潟県告示第1039号

新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程(平成23年2月新潟県告示第128号)の一部を次のように改正し、平成30年度の公共土木施設等の維持管理業務の委託の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>1部</u>とする。</p> <p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第8条</b> 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第2条第1項第2号ウに規定する者でない場合、同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は参加資格者である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書(法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>第3条第1項第1号から第4号までに掲げる書類</u></p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本<u>2部</u>とする。<u>ただし、新潟県に主たる事務所を有する者(以下「県内業者」という。)以外の者(以下「県外業者」という。)にあつては、正本1部、副本1部とする。</u></p> <p>(参加資格の承継)</p> <p><b>第8条</b> 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が<u>第2条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者である場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書(法人の場合にあつては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書) <u>及び概要調書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>営業所一覧表</u></p> <p><u>(6) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書</u></p> <p><u>(7) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(8) 別に定める様式による第2条第1項第2号イ(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないことを</u></p>

<p>(6) (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>誓約する書面</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部、<u>副本1部</u>とする。<u>ただし、県外業者にあつては、正本1部とする。</u></p> <p>4 (略)</p>
--	--

## ◎新潟県告示第1040号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年8月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
三勝組  
堀川 勝己
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区東中野山7-20-13
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第41818号
- 5 処分の内容 舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成29年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年7月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社高建  
高橋 賢一
- 3 主たる営業所の所在地  
村上市里本庄43番地3
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第324号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成29年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年7月31日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社日青堂  
青柳 早苗
- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区卸新町2丁目848番地11
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第42708号
- 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成29年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年8月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
須田ボーリング  
須田 裕二
  - 3 主たる営業所の所在地  
小千谷市大字小栗田738
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40942号
  - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年8月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社小笠原塗装  
小笠原 敏夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市大島本町4丁目104-18
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第6836号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年8月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社美彩  
吉田 義広
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区味方1102番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44781号
  - 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年8月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社小泉組  
小泉 誠一
  - 3 主たる営業所の所在地  
五泉市笹目36番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42546号
  - 5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年8月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
新潟県総合生活協同組合  
小野塚 豊
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区新光町6番地6
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第39075号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年8月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
長谷川総建株式会社  
長谷川 宣一
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区大淵624番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第14551号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年7月27日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社グリーンセキュリティサービス  
柳 晴彦
  - 3 主たる営業所の所在地  
阿賀野市市野山189番地15
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42657号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年7月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年8月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
大重建設  
大崎 重一
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市栃尾大町1番8号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42148号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

平成29年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年8月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社丸坂塗装店  
坂西 正男
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市原虫野206番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43241号
  - 5 処分の内容 塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年8月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社エステートコンサルタント  
小柳 卓蔵
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市東三条1丁目21番8-1号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45305号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年8月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
佐藤建築  
佐藤 勝一
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市寺地62-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第25602号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年8月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社エアビック  
馬場 皓三
  - 3 主たる営業所の所在地
-

三條市西瀧31-34

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44108号
- 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

#### ◎新潟県告示第1041号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成28年8月1日から平成29年3月15日まで
- 3 作業地域 新発田市下中江及び下三光地内

---

#### ◎新潟県告示第1042号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業(農業生産法人等育成型)小平尾地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成29年9月11日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域 魚沼市小平尾ほか地内

---

#### ◎新潟県告示第1043号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(南魚沼地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業(一般)新外谷地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成29年9月11日から平成30年3月8日まで
- 3 作業地域 南魚沼市吉里地内

---

#### ◎新潟県告示第1044号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 上越都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・24号大貫今池線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
新潟県上越市東城町一丁目字乗国寺北、字寺東南、字土手端、字穴畑及び字坂口並びに南本町二丁目字関町及び字寺脇地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用プリンタ等の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
新潟県LANシステム用プリンタ等の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成29年11月30日（木）
- (4) 納入場所  
新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成29年9月12日（火）から平成29年9月25日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月11日（水） 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成29年9月12日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成29年10月2日（月） 午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。



## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年10月5日(木) 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

## (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

## (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

## (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用プリンタ等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

## (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用プリンタ等の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その35）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部情報政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年7月14日（金）
- 6 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社  
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格  
91,873,440円
- 8 入札公告日  
平成29年6月2日（金）
- 9 落札方式  
最低価格

---

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量  
運転適性検査器賃貸借 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
  - 3 調達方法  
借上げ
  - 4 契約方式  
一般競争入札
  - 5 落札決定日  
平成29年7月21日
-

- 6 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社  
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格  
46,422,720円
- 8 入札公告日  
平成29年6月9日
- 9 落札方式  
最低価格

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達件名及び数量  
指掌紋情報管理システム装置の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借上げ
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年8月9日
- 6 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区万代三丁目1番1号
- 7 落札価格  
388,488,960円
- 8 入札公告日  
平成29年6月30日
- 9 落札方式  
最低価格

### 選挙管理委員会告示

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成29年9月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,851

- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

342,816

- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,171
新潟市東区	38,845
新潟市中央区	49,953
新潟市江南区	19,314
新潟市秋葉区	21,805
新潟市南区	12,951
新潟市西区	44,162
新潟市西蒲区	16,690
長岡市三島郡	78,155
上越市	54,823
三条市	28,185
柏崎市刈羽郡	25,712
新発田市北蒲原郡	31,940
小千谷市	10,329
加茂市南蒲原郡	11,610
十日町市中魚沼郡	18,481
見附市	11,646
村上市岩船郡	19,710
燕市西蒲原郡	25,176
糸魚川市	12,642
妙高市	9,508
五泉市東蒲原郡	18,263
阿賀野市	12,352
佐渡市	16,479
魚沼市	10,622
南魚沼市南魚沼郡	18,425
胎内市	8,568